

2022

4月1日から
種苗法が改正

農業者の皆さまへ

登録品種※ PVP の 増殖には許諾が必要です！

自分の農業生産に使用する場合でも 育成者の許諾が必要です。

※ 種苗法で登録されている品種

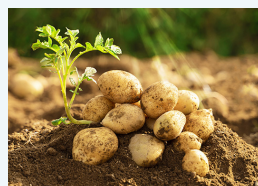
新品種は日本の食と農を支える大切な財産です。
海外へ流出しないためにも、関係者のみなさんのご協力をお願いいたします。

下記のような場合も許諾が必要です！
育成者に確認してください。

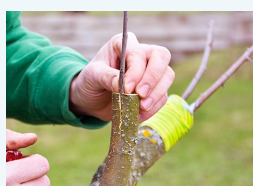
登録品種 **PVP** に限ります。



自分で収穫した米
を種籾として利用



自分で収穫したイモ
を種イモとして利用



果樹の剪定枝を
用いて高接ぎを行う



イチゴのランナーに
よる苗の増殖



サツマイモの
つる苗の増殖

農研機構のカンショ・バレイショ・イチゴの品種は、正当に入手した種苗から増殖を行うことは入手後1年間に限り、許諾手続き不要です。

お問い合わせ先

農林水産省 | 担当：知的財産課 種苗室 種苗企画班
TEL：03-6738-6443

公式サイト

種苗法の改正の背景、
改正の内容などを掲載しています。

<https://www.maff.go.jp/j/shokusan/syubyouhou/index.html>



Q & A

1

登録品種であることはどうやってわかるの？

登録品種には、**PVP** や「登録品種」
などの表示があります。

こちらからでも
調べられます！



2

農研機構の品種の許諾手続きはどうすればいいの？

こちらのQRコードから
公式ホームページをご確認ください。



登録品種の収穫物の一部を 自己の農業経営で種苗とする際の手続き

対象品目	品種名	自家増殖の可否	許諾の条件	海外持出や栽培地域の指定
ブドウ	ノウリンイエロー	可	農林水産課 ホームページで申請	県内のみ栽培可 海外持出不可
	ノウリングリーン	否		

増殖する際の遵守事項など

- ・種苗を第三者に譲渡（無償も含む）しないこと。
 - ・種苗を海外に持ち出さないこと。
 - ・余った種苗は、食用または廃棄すること。
- ...etc

お問い合わせ先